

太宰府市いじめ問題等対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）の規定に基づき、太宰府市いじめ問題等対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の要請に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議し、報告を行うものとする。

- (1) 太宰府市立小中学校におけるいじめ及び暴力等の問題行動（以下「いじめ等問題行動」という。）の実態把握及び分析
- (2) いじめ等問題行動の対応策
- (3) その他必要な事項

2 教育委員会は、前項の報告の内容が重要であると判断される場合は、市長に報告するものとする。

3 教育委員会は、関係者の権利利益を害するおそれがあり、公表することが不適切と判断される情報を除き、第1項の報告を公表するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 臨床心理士
- (3) 識見を有する者
- (4) 警察関係者
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。